

(陳受29第4号)

情報公開制度の適正運用と市民参加を求めることに関する陳情

受理年月日	平成29年2月15日
-------	------------

陳情者	境1-21-8 秋本 正 ほか1名
-----	----------------------

陳情の要旨

武蔵境駅北口市有地有効活用事業をPPP（公民連携）で行うことの具体的な内容が、平成28年11月15日に市報で明らかにされました。しかしこの内容は市民にとっては寝耳に水のことであり、それまで1回も具体的な内容を知らされていませんでした。PPP説明会が、昨年5月31日にスイングにて事業者を含め55名が参加し行われましたが、これは、政策決定に市民の意見を反映させ、市民参加を充実させるものではなく単なる事業者説明会でした。

武蔵野市の情報公開条例には、他の市町村の条例にはない極めて先進的な規定が盛り込まれています。武蔵野市情報公開条例第5条には重大な政策決定事項は、開示請求の有無を問わず、市の代表者の市長はみずからの意思で積極的に情報開示しなければならないと義務づけられています。いわゆるCIM（シビルインフォメーションミニマム）は、市民が知るべき最低の情報開示基準です。武蔵境駅北口市有地のPPPには、全くその基準が適用されず、市長は義務を履行しているとは言えません。そこで下記の事項について陳情いたします。

記

- 1 武蔵境駅北口市有地有効活用事業における政策決定過程での情報開示を求めたところ、まことに不十分でありました。武蔵野市には、先進的な情報公開条例がありますが、全く逆行していると言わざるを得ません。よって情報公開制度の適正運用を求めます。また、市長は情報公開条例に違反していないかを明示してください。
- 2 市議会議員にPPPの具体的な内容を聞くと、一様に11月15日以降に初めて知ったとのことでした。代議制民主主義の根幹である市議会にも、十分な情報開示をしなかった理由を明示してください。
- 3 市の政策決定においては、市議会を初め市民が参加することが、武蔵野市の45年続く基本原則です。このたびの事業決定においては、市民参加が置き去りにされました。情報公開と市民参加の原則を否定するのでしょうか。今回の事業決定にも市民参加を強く求めます。